

**「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」  
に係る適用時期（案）**

**1. セグメント区分に係る適用時期（基準第 43 セグメント情報の開示等）**

セグメント区分に係る適用時期については、次のとおり課題等が挙げられる。

**表 1 セグメント区分に係る適用時期（基準第 43 セグメント情報の開示等）**

適用事業年度	メリット	デメリット
平成 27 事業年度 (平成 28 年 3 月終了事業年度)	○ 改正通則法施行及び目標評価の指針の適用時期と一致	—
平成 28 事業年度 (平成 29 年 3 月終了事業年度)	○ 法人側の準備期間の確保	○ 平成 27 年度から新中期目標等を開始する法人、行政執行法人のセグメント開示への支障

**【適用時期の方針（案）】**

平成 27 事業年度適用とするが、経過措置（現行の中期目標期間終了時までは現行のセグメント区分を容認）を設ける。

**【理由】**

- ・ 平成 27 年度に新中期目標期間を開始する法人及び行政執行法人の開示を担保する必要性があること。
- ・ 現行の中期目標期間の終了時期は、最長平成 30 年度まで継続されるなど、一律となっていないため、現行の中期目標が継続される法人への対応としては、例外規定（経過措置）が必要。

**2. 運営費交付金の収益化基準に係る適用時期（基準第 81 運営費交付金の会計処理等）**

運営費交付金の収益化基準に係る適用時期については、次のとおり課題等が挙げられる。

**表 2 運営費交付金の収益化基準に係る適用時期（基準第 81 運営費交付金の会計処理等）**

適用事業年度	メリット	デメリット
平成 27 事業年度 (平成 28 年 3 月終了事業年度)	○ 改正通則法施行及び目標評価の指針の適用時期と一致	○ 法人の会計システム上の対応等、実務上の対応が困難なことが想定
平成 28 事業年度 (平成 29 年 3 月終了事業年度)	○ 法人側の準備期間の確保	○ 平成 27 年度から新中期目標等を開始する法人、行政執行法人への適用がなされない。

**【適用時期の方針（案）】**

平成 27 事業年度適用とするが、平成 27 事業年度から適用することが実務上困難な場合には平成 28 事業年度からの適用も認める。

**【理由】**

- ・ 法人の会計システムの整備など実務を考慮し、平成 28 事業年度からの適用も認める必要がある。
- ・ 業務達成基準を既に採用している法人、対応可能な法人は平成 27 事業年度から適用することが望ましい。

**3. その他の会計基準適用時期等**

特段の課題等は考えられないため、平成 27 事業年度から適用

## (参考) 改正独立行政法人通則法 附則

(中期目標管理法人及び国立研究開発法人となる独立行政法人の中期目標等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に主務大臣が旧法第二十九条第一項の規定により施行日において 中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人 (旧法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。) に指示している同項の中期目標は、主務大臣が新法第二十九条第一項の規定により指示した同項の中期目標又は新法第三十五条の四第一項の規定により指示した同項の中長期目標とみなす。

2 この法律の施行の際現に施行日において 中期目標管理法人又は国立研究開発法人となる独立行政法人が旧法第三十条第一項の規定により認可を受けている同項の中期計画(附則第十条第二項において「旧中期計画」という。) は、新法第三十条第一項の認可を受けた同項の中期計画(附則第十条第二項において「新中期計画」という。) 又は 新法第三十五条の五第一項の認可を受けた同項の中長期計画(附則第十条第二項において「新中長期計画」という。) とみなす。

(行政執行法人となる独立行政法人の中期目標の期間に関する特例)

第九条 施行日前に定められた 独立行政法人(施行日において行政執行法人となる独立行政法人に限る。) の中期目標の期間 (旧法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下同じ。) であって、施行日以後に終わるものとされたものは、同号の規定にかかわらず、施行日の前日に終わるものとする。